

毎週火、金曜日発行（但休日、土曜日、日曜日、祭日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第百八十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の
規定により次の肥料を登録した。

昭和三十三年四月十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

目次

- 肥料の登録
- 自衛官第一募集の試験期日等
- 国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条
- 例の変更認可
- 豚コレラ予防注射の実施
- 保険医の指定
- 保険医の異動

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者名
------	-------	--------------	-------

鳥取県第二五〇号 岩坪水稲複合肥料

窒素全量	五・五
内アンモニア性窒素	四・一
内アンモニウム性窒素	一・四
磷酸全量	八・〇
内可溶性磷酸	六・〇
内水溶性磷酸	五・五
加里全量	一・五
内水溶性加里	一・五

東伯郡大栄町字 栄農業協同組合
組合長理事 長谷川国蔵
亀谷一八三

鳥取県第二五二号 花見水稻一号複合肥料
 アンモニウム性窒素 九・二
 可溶性リン酸 七・五
 内く溶性リン酸 七・五
 内水溶性リン酸 一・七
 水溶性加里 二・〇
 八・二
 八・〇
 一・〇
 二・三

東伯郡東郷町字 花見農業協同組合
 長和田五四八の 組合長理事 景正
 二
 東伯郡東郷町字 花見農業協同組合
 長和田五四八の 組合長理事 景正
 二
 東伯郡東郷町字 花見農業協同組合
 長和田五四八の 組合長理事 景正

鳥取県告示第百八十五号

自衛官（陸上、海上、航空）の欠員及び増員補充に伴う
 昭和三十一年度第一次募集の第一回試験期日及び試験場
 を次のとおり定める。

昭和三十一年四月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 試験日時及び試験場

試験日時

試験場

昭和三十一年 午前八時
 年五月七日 三十分から
 米子市両三脚陸上自衛隊
 米子駐とん部隊
 鳥取市西町鳥取県立鳥取
 図書館講堂

鳥取県告示第百八十六号

国民健康保険を行う伯南町に対し国民健康保険法（昭和
 十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き、
 伯南町国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の
 一部変更を昭和三十一年四月一日認可した。

昭和三十一年四月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第百八十七号

次のように豚コレラ予防注射を実施するから家畜伝染病
 予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定

により豚の所有者に対して予防注射をうけることを命ず
 る。

昭和三十一年四月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 豚。ただし生後四十日以内、分娩前後一箇月
 以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射の方法
 豚コレラクリスタルバイオレット予防液皮下
 注射

実施期日	実施区域	実施場所
四月二十三日	東伯郡大栄町	同上
二十四日	"	"
二十五日	倉吉市	"
二十六日	東伯郡由良町	"
二十七日	"	"

鳥取県告示第百八十八号
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三
 第一項及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第
 二十八条ノ三第一項の規定により次のように保険医を指
 定した。

昭和三十一年四月十九日
 鳥取県知事 遠 藤 茂

氏名	診療科目	診療所	所在地	指定年月日
豊田昭	内科	豊田医院	倉吉市塚町二丁目八七〇	昭和三十一年三月二十一日
阿部喜男	耳鼻咽喉科	阿部耳鼻咽喉科	米子市朝日町二八	"

鳥取県告示第百八十九号

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に関する件（昭和二十三年厚生省令第三十二号）第五条の規定によつて次のように異動の届出があつた。

昭和三十三年四月十九日

鳥取県知事 藤 茂

氏名	診療科目	名称	所在地	異動事由	異動年月日
玉城 秀男	内科	新茶屋診療所	鳥取市西品治町新茶屋二二五	大阪府から転入	昭三一、七、三〇
川西 基次	内科、小児科、放射線科	米子診療所	米子市角盤町二丁目	鳥根県へ転出	昭三二、三、一三

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取印刷所